

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 平成27年11月12日（木）15:50～16:15
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

委員 阿曾沼 元博 医療法人社団滉志会瀬田クリニックグループ代表

委員 鈴木 亘 学習院大学経済学部経済学科教授

委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

<提案者>

湯崎 英彦 広島県知事

大石 知広 広島県イノベーション推進部長

世良 正人 広島県経営企画チーム

石田 文典 広島県東京事務所長

小川 元史 広島県秘書課参事

今岡 雅英 広島県東京事務所政策課長

<事務局>

藤原 豊 内閣府地方創生推進室次長

（議事次第）

- 1 開会
 - 2 議事 広島県ビッグデータバンク創造・活用特区
 - 3 閉会
-

○藤原次長 それでは、何度かこの事務局にもおいでいただいておりますが、本日、湯崎知事にもおいでいただきまして、この10月の御提案でもまた新規の御提案を頂戴しております。年内にまた幾つかの地域を指定するという事で40以上の自治体が一応候補になってございますけれども、思い切った御提案を頂戴しているということで、今日はヒアリングの機会を設けさせていただいた次第でございます。

全体20分ということで大変限られた時間なのでございますが、10分程度以内で御説明を頂戴いたしまして、その後、意見交換とさせていただきます。内容に非公開を御要望される部分がありましたら、その場でおっしゃっていただければと思います。

八田座長が急遽御欠席ということでございまして、その代理としまして原委員にお願い

してございます。

それでは、原委員、よろしく願いいたします。

○原委員 お忙しい中を大変ありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

○湯崎知事 改めまして、広島県知事の湯崎でございます。今日はこのプレゼンというかヒアリングの機会をいただきまして、本当にありがとうございます。

時間もないので早速御説明をさせていただきたいと思うのですが、おめくりいただきまして、今、広島県でやっていることというのは1つ、産業面というか経済面ではイノベーション立県を実現しようということを打ち立ててやっています。そのために3つほど要素を分けまして、1つは事業環境の整備、1つは人材の集積、もう一つは、人材集積を後押しするという意味でファミリー・フレンドリーな環境。これは事業環境に対して人的な環境というようなことになりますけれども、こういったことを進めております。今回は、ビッグデータを通じたイノベーションを進めていきたいということで、その中で特に事業環境と人材の取り組みを加速していきたいというものでございます。

下のほうのページになりますけれども、提案の概要ですが、ビッグデータを使っていくに当たって、1つ、そのソースとなる大きなものがありまして、それは今、広島県内で進めております産学官が連携をした感性工学のCOIというものがあります。感性工学というのは念のために御説明をすると、人が感じる部分、気持ちいいとかすてきだとか使いやすいという感覚を感性工学と言う以上はノウハウなどをベースに可視化をして、また定量化をしていく、それをビジネス化していくというようなことであります。

これを行うと、当然のことながら、個人のいろいろな活動領域、どういうときにどのように感じたかということになりますので、非常に多くのデータが集まってくるということが想定されます。これをビッグデータとして蓄積していく。

それをベースにして、その他、いろいろなデータの収集というのがポイントとしてはあるのですが、いずれにしても、特区の活用として大きく3点提案がありまして、1つはデータの収集をしやすくするという部分です。これにかかる規制緩和。そして、2番目が、データを解析した上で、さらにビジネス化をしていくという部分。したがって、創業に関する規制緩和ですね。人材、これは進めていく上で必要なもので、人材集積する上での規制緩和、こういったことをお願いしたいということが概要でございます。

めくっていただきまして、ぽんぽんと飛んでいただいて、下のほうに今の感性イノベーションというものがありますが、89社、35機関が参画をして事業を進めております。

おめくりいただきまして、今のCOIの概要ですが、広島大学とマツダが中心になって進めているのですが、これは文部科学省のプロジェクトとして行われております。先ほど申し上げたような個人が物やサービスに対して使いやすい、あるいは気持ちいいと感じる部分、こういった曖昧な感覚を可視化する、それをイノベーションに活用するというものであります。その下のほうに、オールジャパンということで、広島が中心ですけれども、静岡あるいはその他の地域における研究所等を巻き込んで進めております。

おめくりいただきまして、例えば具体的な1つの先進事例ですが、マツダがやっているの自動車部分が一番進んでいるのですが、例えばハンドルなどは御承知のように、いわゆる遊びがあります。これは遊びがないときゆつと曲がり過ぎてしまうというか、感覚としてハンドルを回すのとタイヤが回るといのが遊びを持たせることによって感覚としてつながるといことですね。そういうものがありますが、こういったことを可視化する。そうすることによって、一人一人の感覚に合うような車体の制御ができる。私の思いどおりに車が動きますというような、それは可視化するとどういことなのかを追求しているといことです。

例えばさらにそこから進むと、ウェアラブルなどと連携して、年をとって視力が低下します、あるいは筋力が低下します、あるいは一時的に体調不良になりますといことようなことも脳の反応からキャッチをして、車がそこに合わせてくれるといことようなこともできるのではないかと思っていまして、これは今、自動走行といのがはやっていますが、先般、自動車ショーのマツダの発表などもあったのですが、自動運転ではなくて、あくまでも人間が運転する。つまり、車の運転といのは移動するといだけではなくて、喜びとい部分がかかなりありますね。それがスポーツカーなどをみんな持つ理由ですけれども、そういう運転を楽しみながら安全を実現していく。例えば高齢者になっても安全に車を運転する。そういうようなところを目指しているといものです。

下のスライドは、あくまでもデータでありますので、ハードがかわっても、それを持ち越していくことができるといことです。そういうことを言っております。

めくっていただきまして、今、自動車の例を挙げましたけれども、その他にもいろいろございます。例えば先ほどの地図の中にアンデルセンが参画をしているといのが書いてありますが、アンデルセンといのは御承知のようにパン屋さんですね。これは例えば店内の動線設計などでもどういことが気持ちいいとか、心地良いみたいなことをやっていこうとい動きになっていまして、脳波計をつけて店内をぐるぐる回るみたいなことを研究としてやろうとしているのですけれども、そういう形でいろいろな分野を応用できると思っていまして、今後のデータとしていろいろなものが追加される。ちなみに広島ではプレミアム商品券が出ましたけれども、ただ出すのではおもしろくないといことで、電子マネーで出させていただきまして、今後こういったことの普及によって購買データなどもデータの中に入っていくといことようなことも考えております。

具体的な規制措置ですが、まず1点目のビッグデータ収集のための関連で言いますと、例えば表にあります一番上のところですが、これは今、個人情報保護法で、学術研究機関と民間研究員で個人情報の取り扱いの差があるのです。これは今、産学連携でやっているのに、そこに差があると大変困るといことようなことがあります。

また、その次のところですが、これも御承知のとおり、個人情報の利用は事前告知といのが原則になっていましてけれども、これだとその後何が生まれてくるかわからないといところに非常に使いにくいといことがありまして、この辺を柔軟に運用できるように

お願いしたいということ。

ドローンについても、これは感性の部分ではない部分でのいろいろな情報収集ということも考えているのですけれども、ドローンに関して電波法の出力の緩和をお願いしたいということでもあります。

さらに次の点であります創業支援、広島県はいろいろな創業支援をやっております。めくっていただきまして、そこから先、県がいろいろやっていることを書いてございまして、これはもし機会があったらまた後ほどごらんいただければと思いますけれども、創業サポートセンターというのをつくって、今、年間300件の創業を生んでいたり、大体広島県の創業件数が4,500とか5,000弱ぐらいなので、そのうち300ぐらいを政策的に生んでいるというような状況でありますし、そのためにいろいろな仕掛けをブートキャンプであるとか、あるいはどんどんおめくりいただきまして、人をミックスするイノベーション・ハブだとか、あるいは刺激を与えるイノベーション・トークとか、そんなことをどんどんやったりとか、ワークショップとかをやっております。

ちなみに、スライド20枚目にスタートアップ都市推進協議会というものがありますが、これは福岡市が創業特区をとられたのですが、私もそのヒアリングに行ったのですが、私、副会長で、広島県は落っこちまして、これは改めていただきたい。副会長として恥ずかしい思いをしております。創業に関する規制緩和として、これは福岡とかぶるようなところがあります。これをお願いしたいというように思っておりますし、また、税の関係ですね。こういったこともメリット側としてお願いしたいと思っております。

その後、またさらに創業関連は続きますが、医療健康分野での産業クラスターづくりというのをやっています、23ページ、我々の治験の実証フィールドをつくっています。ここで出てきたものについてPMDAの審査の優先をお願いしたいと思っております。これは特定産業と創業がクロスするところですが、お願いしたい。

人材集積なのですが、この人材もいろいろなことをやっています。スライドの25番にありますように、我々は幼稚園のところから新しい時代のアントレプレナーシップにつながっていくような教育というのをやっています。グローバル化に対応した人材育成をやっていますということで、首尾一貫した戦略で進めております。そういう中で、いろいろな政策をまたやっているのですが、この辺もまた後でごらんいただければと思うのですが、とにかくいろいろやっておりますということを人材のところでも御理解いただきまして、最後のところ、32番ですが、高度人材を集積していく上で外国人というのは非常に重要だと思っております。例えば留学生などは県内の企業にお金を出してもらいまして、今、二十数社ぐらい出してもらって、アジアの優秀なトップの学生を広島大学に留学してもらって、これは工学系なのですが、2年ないしは3年、マスター、ドクターに行ってもらって、それをサポートします。それでサポート企業に就職してもらおうというようなこともやっているのですが、さらに、外国人に来てもらうための環境整備を進めたいと思っております、家事サービスとかよく言われますけれども、そういうものもありますし、あとは今の高度

人材外国人の認定ですね。これを県との関係で認定しやすくする。ポイント付加できるような仕組み。これは具体的にはいろいろやり方があるかもしれませんが、そういったことをぜひお願いしたいと思っています。

駆け足でございますが、以上でございます。

○大石部長 1点だけ済みません。スライドの8と9のところは、個別企業の研究開発情報がございまして、非公開扱いとさせていただければと思います。よろしく願いいたします。

○原委員 大変ありがとうございました。

御提案の中身でいくと、11ページのところのデータ関連の話と、創業支援関連では規制改革メニューとしては、どちらかというとも既存の特例措置の活用で、あとは法人税ということですね。人材のところでも最後に高度外国人の活用関係。

○湯崎知事 23のところ、これは規制ではないか。

○大石部長 PMDAの医療のところ。

○原委員 わかりました。

では、その中で1つは、一番最初の個人情報ですが、これは特区内で収集することはオーケーになりますということで、それを活用されるのは特区を越えて活用されることが想定されるわけでしょうか。利用目的のところ。

○大石部長 はい。最終的にはそういうことにはなると思います。

○原委員 わかりました。

○阿曾沼委員 個人情報は、包括同意しておけば、大学病院などでは基本的に研究に使ってもいいわけですね。マツダ自動車がもともと持っているデータを使うときは問題なのですか。これから実験をやる時には包括同意してしまえば良いのではないのでしょうか。

○大石部長 まず、それもございます。過去のものもございます。ただ、一応今の法律上は、できるだけ包括的な形ではなく、利用目的を具体的に減免すべきということになっています。ある程度具体的に減免した後、その目的を変更することもできるようにはなっているのですけれども、それも当初から想定し得る範囲の中でやることということになっております。そこら辺が非常に企業にしてみればリスクになっているという状況でございます。

○阿曾沼委員 やって見なければわからないということになるわけですからね。それで一々変更されたら困る。なるほど、そのところですね。

○原委員 そこは法制度上は包括同意ができるはずなのだけれども、ガイドラインでむしろ制約されているという理解でいいですか。

○大石部長 法上でできるだけ具体的にという文言は書かれております。

○原委員 わかりました。

○阿曾沼委員 医療における医育機関である大学病院等の場合は、診療において取得したデータに関して、具体的にどの研究に使うということは、診療開始前に取得する包括同意

には書いていないですね。あなたのデータは研究用に使うことを同意してくださいと書いて、どういう研究目的ということは明示しませんね。しかし、具体的研究目的が決まると倫理委員会にかける必要がありますね。したがって再度、個々人の同意はとらなくていいと思います。研究目的や対象が明確になった時点で、倫理性だとか研究の妥当性をきちんと評価してくださいということです。勉強不足ではありますが、一般社会における個人データの包括同意のあり方や、その変更修正のあり方に関しては、具体的な法整備やガイドラインが出来ていないということでしょうか。

○大石部長 研究目的のために取得、使う場合には、研究機関はそもそも個人情報保護法の適用除外になりますので、民間企業の研究部署がやる場合には対象になってしまいますので、若干事情が変わってしまうと思います。

○原委員 あとは、このあたりはよろしいですか。

○阿曾沼委員 COIを発展的にやっていくために、ビッグデータをどんどんギャザリングしていかなければなりませんね。データギャザリングをしていく上で規制になることがあるのでしょうか。

○大石部長 そのギャザリングがどこまでかでもありますけれども、各々がとったものを1カ所に集約するときには第三者譲渡になりますので、それは心配しております。あとは、ドローンなどで先ほど知事からも御説明がありましたけれども、あれも広島でやろうとしていますのは、インフラの耐久をチェックしたりとか、実証実験をやろうとしても、大規模にやろうとすると電波法の出力制限にひっかかってしまう。

○阿曾沼委員 ありがとうございます。

○原委員 あとは項目でいうと創業支援のところは前にも一度お越しいただいて大体わかると思いますが、PMDA関係は何か。

○阿曾沼委員 御要望はわかりましたということだと思います。何か特別にシーズがあるとか、具体的なものが見えてきていて非常に困っているのだという具体的なものがあるといいなと思います。PMDAもそんなに潤沢に人がいないでしょうから、具体的な何かものがあるならば教えていただければと思います。

○大石部長 わかりました。このフィールド自体がもう90ぐらい立ち上がってしまっていて、それぞれに医療機関や介護福祉機関、それに対しての試作品というので動いていますので、そういうもの、ごめんなさい、今、この瞬間、私が認識しているわけではないのですけれども、それは御説明させていただければと思います。

○阿曾沼委員 これは医薬品なのか、医療機器なのかというと、どのカテゴリですか。

○大石部長 それはどちらかといえば医療機器でございます。

○原委員 よろしいですか。外国人材については在留資格の抜本的な見直しをやるということで、私たちとしても相当重点的に取り組まなければいけない課題なのですが、現状で高度な人材というのが入るときにどこにどういう問題が生じているかということ、もしもう少し何かございましたら補足いただけますと。

○湯崎知事 これはむしろ例えば今のCOIのところだとこれからなので、今ここでハードルを越えられない人がいるというわけではないのですけれども、COIとビッグデータというところで我々はくっつけて進めていきたいと思っていますので、人材を広く求めるときに、国内の人材だけではなくて、むしろ海外の人材のほうがそういう面では多いのではないかと考えています。そこでの障害をあらかじめ除いておきたいなというようなことですね。

○原委員 わかりました。このポイント付与については、要するに県で独自ポイントを出せるということ。

○湯崎知事 そうですね。あるいは今、ポイントをつけられるのが政令で決まっていたのか。

○大石部長 たしか政令で。

○湯崎知事 決まっているのだと思うのですけれども、その中の1個に、例えば国が補助金を出しているというような要件があったりするのですが、県が補助金を出しているとか、あるいは県が認定をしたプロジェクトとか、そういうような形でポイントの対象として少し柔軟に考えられるようにさせていただければ大変ありがたいというところです。このやり方は具体的にいろいろあるかもしれないのですが、さらに検討が要るかとは思いません。

○藤原次長 総合特区でも同じような議論があって、若干の措置を講じているような話もあります。また研究させていただいて、御報告申し上げたいと思います。

○原委員 わかりました。

○阿曾沼委員 感性のデータ解析をやる場合、心拍数だとか、発汗状況とかいろいろなバイタルサインなどのデータをきちんと積み上げておくことが非常に重要ですね。そのプロセスのなかで規制が出てくるかもしれないのですが、ビッグデータを集めるだけというのは、それほどパンチ力がないと思います。せっかく面白い御提案なので、もう少し具体的な内容で、規制項目が明確になると良いと思います。

○湯崎知事 それはもう少し我々もさらに。

○阿曾沼委員 是非より具体的なものが提案いただけると良いと思います。

○大石部長 例えば自動車の走行のときに、そういった試験の検査機器を使っていいのかもそうでございますし、それをつけて運転していいのかもでございますし、議論はしてございますので。

○阿曾沼委員 わかりました。ありがとうございます。

○鈴木委員 そのビッグデータの取得のところはすごくよくわかるのですけれども、応用のところはもう少し規制緩和項目が出てくると広がりが出てきますね。

○大石部長 今なお探しているところでございます。

○阿曾沼委員 ビッグデータの中で重要なのは、量とか多様性とか連続性ということですね。連続性があれば、小さいデータでもビッグデータと呼ぶわけです。従って、日々毎日、秒単位で常にデータを集めるという意味では、今おっしゃったように、普通の人が運転して

いくなかで質の高いデータを集められるような装着型デバイスの開発なども必要でしょうから、多くの知恵が出るとおもしろいと思います。

○原委員 活用のところで、今、自動車のお話がありますけれども、収集したデータの保険に活用するというのが各国と比べて日本は遅れているという話を聞いたことがありますけれども、そんなものも含めて。

○大石部長 確かに保険の算定のところが、そういうデータオリエンテッドではないという話を聞いたことがございますので、おっしゃるとおりそういうリスクの分析とかにも使えるのかと思っています。

○藤原次長 まさに湯崎知事とか広島銀行が瀬戸内のブランド戦略について相当イニシアチブをとられているという中で、またそのあたりでもいろいろ制度制約がございましたら、いろいろ事務的に。今日の議論から少し外れますが、またいろいろな御経験など教えていただければと思っております。またよろしく申し上げます。

○原委員 本日はどうもありがとうございました。